

対面取引のみ 個人のお客様限定

みらいへサポート

定期貯金



取扱期間：令和7年11月4日(火) ▶ 令和7年12月30日(火)

投資信託
(スポット購入)
5万円以上



定期貯金
5万円以上

ただし、新たにお申し込みされた投資信託購入金額を上限とします。

定期貯金
年 1.5%

税引後1.195%

預入期間：1年(単利型/自動継続)

お預かりします

定期貯金の条件

- 投資信託と定期貯金を同時に申込みいただいた方に限ります。
- 新規預入資金(他金融機関からの振込や現金)に限ります。
- 個人のお客様限定、対面取引限定とします。

投資信託の条件

- 契約口座は、課税口座・非課税口座いずれでも可能です。
- つみたて投資信託は対象外です。
- 投信購入資金は新規資金(他金融機関からの振込や現金)に限ります。
- 個人のお客様限定、対面取引限定とします。

注意事項

- 店頭に説明書をご用意しております。
- 特別金利の適用は初回満期日までとし、満期日以後は継続時のスーパー定期貯金の
店頭表示金利にて自動継続されます。
- 満期日前に解約した場合、当JA所定の中途解約利率が適用されます。
- 金利は金融情勢等により変更させていただく場合がございますのでご了承ください。



詳しくは本店信用部までお問合せください。

J A 山梨みらい
甲府市下飯田三丁目5-12
信用部 055-223-9631

【お取扱い店舗】

市川支店 055-272-1211	昭和支店 055-275-2121
青柳支店 0556-22-5115	山城支店 055-241-5141
竜王支店 055-276-2026	アルプス通り支店 055-288-8700

<商品概要説明書>

1.商品名	・投資信託セット型定期貯金「みらいへサポート定期貯金」
2.ご利用いただける方	・個人の方で、投資信託(スポット購入)を新たに5万円以上購入された方に限ります。 ・新規預入資金(他金融機関からの預け替え資金)で、対面取引のみとします。
3.取扱期間	・2025年11月4日（火）～2025年12月30日（火）
4.預入期間	・定型方式：1年 単利型/自動継続(元金継続または元利金継続)
5.預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・5万円以上(ただし、新たにお申し込みされた投資信託購入金額を上限とします。) ・1円単位
6.払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻しいたします。
7.利息 (1) 適用金利 (2) 計算方法 (3) 税金 (4) 金利情報	・預入から1年間につきましては、年1.5%を適用いたします。 ・自動継続後の適用金利は、[スーパー定期貯金（単利型）]の自動継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%※、地方税5%）の分離課税となります。※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は窓口にお問い合わせください。
8.手数料	—
9.付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取り扱いができます。 ・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になります。
10.中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払戻します。 ① 預入期間が6か月未満・・・・・・解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が6か月以上1年未満・・・約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
11.貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
12.苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または信用部(電話：055-223-9631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記、当JA信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 山梨県弁護士会(電話：055-235-7202) 東京弁護士会(電話：03-3581-0031) 第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588) 第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)
13.その他参考となる事項	・自動継続を停止した場合、満期日以降の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・その他詳細については、「自動継続スーパー定期貯金規定(単利型)」に準じます。 ・金利は金融情勢等により変更させていただく場合がございますのでご了承ください。

投資信託に関してご留意いただきたい事項

- ・投資信託は貯金等ではありません。
- ・投資信託は預貯金とは異なり、元本の保証はありません。
- ・投資信託は預金保険・貯金保険の対象ではありません。
- ・JAバンクが取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・JAバンクは投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託会社が行います。
- ・投資信託は国内外の有価証券等で運用されるため、信託財産に組み入れられた株式・債券・REIT等の値動きや為替変動に伴うリスクがあります。このため、投資信託資産の価値が投資元本を下回るリスク等は、投資信託の購入者に帰属します。詳しくは、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。
- ・投資信託の運用による利益および損失は、投資信託の購入者に帰属します。
- ・一部の投資信託には、特定日にしか換金できないものがあります。
- ・投資信託の購入から換金・償還までの間に、直接または間接的にご負担いただく代表的な費用等には以下のものがあります。なお、これらの手数料等はファンド・購入金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各投資信託の手数料等の詳細は契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。
- 『購入時』 購入時手数料がかかるファンドがあります。
- 『運用期間中』 運用管理費用(信託報酬・管理報酬等)が日々信託財産から差し引かれます。
- 『換金時』 信託財産留保額がかかるファンドがあります。また、外貨に両替して購入・換金するファンドには、上記の各種手数料等とは別に為替手数料がかかります。
- ・お申し込みにあたっては、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)を十分お読みいただき、内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

【NISA(少額投資非課税制度)に関してご留意いただきたい事項】

- ・NISA口座は同一年において1人1口座(1金融機関)しか開設できません。ただし、金融機関の変更は可能です。
- ・年間投資枠と非課税保有限度額の範囲内で受け入れた投資信託の収益分配金や譲渡益が非課税とされます。
- ・NISA口座で発生した損失は、特定口座・一般口座で保有する商品の譲渡益や配当金等と損益通算できず、また繰越控除もできません。
- ・基準経過日における氏名・住所の確認が必要になります。
- ・今後の税制改正等により、当資料の記載事項と内容が変わる可能性があります。
- ・具体的な税法上の取り扱い等につきましては、税理士や税務署等にご相談ください。